

2020年4月17日

米国 化学品データ報告（CDR）に関するお知らせ

2020年4月に米国 環境保護庁（EPA）から有害物質規制法（Toxic Substance Control Act : TSCA）における化学品データ報告（Chemical Data Reporting : CDR）の最終規則が公表されました。

米国の輸入者および製造者は、商業目的で輸入（製造）する化学物質の用途と数量等の情報を4年ごとにEPAに提出することが義務付けられています。今回の最終規則では、報告を免除されている小規模製造者の年間売上高が変更されるなど、報告要件を簡素化することで企業側の負担が軽減されました。

対象化学物質	2020年6月1日時点でTSCAインベントリーに記載されている全ての化学物質* ¹ のうち、2016～2019年のいずれか1年間で次の条件に該当し輸入（製造）された物質 ◇年間25,000ポンド（11,340 kg）／1サイト以上 ◇SNUR* ² など特定の規制対象となっている物質の場合 年間2,500ポンド（1,134 kg）／1サイト以上
報告内容	・2016年から2019年までの年間製造輸入量 ・2019年の製造輸入情報 ・2019年の加工使用情報
報告方法	Central Data Exchange（CDX）を用いた電子申請
報告期間	2020年6月1日～11月30日

*1 免除対象となる物質あり

*2 SNUR : Significant New Use Rules（重要新規利用規則）

日本の供給者様が米国のユーザー様に化学物質情報を非開示のままCDR対応することも可能です。ご不明な点がございましたら弊社営業グループまでお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先（環境リスク評価センター 営業グループ）

（東京）〒101-8517 東京都千代田区内神田一丁目13番4号 TEL: 03-5577-0809

（大阪）〒530-6016 大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー16階 TEL: 06-6136-1003